

KCC友の会 入会申込書

「KCC友の会」会員として入会いたしたく右記規約を了承し、下記のとおり申し込みます。

お申込日 平成 30 年 月 日			
ご入会の会員種別に○をつけてください。			
【いつでも友の会】 新規 ・ 継続		【平日友の会】 新規 ・ 継続	
氏名	フリガナ	性別	
	印	男 ・ 女	
住所	〒 ー ※マンション・アパートの場合は建物名・部屋番号までご記入願います		
TEL	自宅	ご希望連絡先	
	携帯	自宅 ・ 携帯	
生年月日	T・S・H	年	月 日 (満 歳)
備考			

※ご記入いただいた個人情報はダイレクトメール等による営業料金案内及び法律等に基づくもの以外には使用いたしません。

当コース記入欄			
会員番号		会員期間	～
入金日		支配人	担当

甲府国際カントリークラブ友の会規則

入会資格

第1条 本規則は、友の会会員相互の円滑なゴルフ場利用を促進するとともに、その地位を定めるものである。

第2条 クラブは事務局を会社内におき、必要により、その都度審議し友の会会員を決定する。

第3条 友の会会員は別途定める年会費を納入することにより、別途定める料金値引等を受けることができる。
ただし、納入された年会費は事の如何を問わず、返却しないものとする。
天災地変又は気象状況などにより休業するときは、利用できないものとする。

第4条 プレーの予約申込みは3カ月前の同日から受け付け、その方法は電話および公式ホームページからとする。
万一、他社の予約サイトなどから予約したときは、値引等を受けることはできない。

第5条 会社は、都合により有効期間の満了をもって、友の会を終了することができる。

第6条 友の会会員の資格は、他に使用させ、又は譲渡および名義変更することができない。

第7条 友の会会員は、次の場合その資格を喪失する。
1. 退会 2. 除名 3. 死亡

第8条 友の会会員が次の各号に該当するとき、その資格を停止又は除名することがある。
1. 本規則に違反したとき。
2. 入会后暴力団等の反社会的勢力又はその関係者であることが判明したとき。
3. 友の会の名誉を毀損し、又は社会通念に反する行為があったとき。
4. 年会費および利用料金などの支払遅延があったとき。
5. 諸係員の指示に従わないなど、素行不良と判断したとき。
6. その他、当クラブを利用することが好ましくないと判断したとき。

第9条 本規則に定めない事項については、一切を事務局において審議決定する。

第10条付則

1. 本規則は平成27年4月1日より制定実施する。
2. 本規則は平成28年9月1日より改定実施する。